

土佐清水市障害者活躍推進計画

機関名	土佐清水市
任命権者	土佐清水市長
計画期間	令和3年12月1日～令和7年3月31日（4年間）
土佐清水市における障害者雇用に関する課題	<p>令和3年6月1日時点における障害者任免状況通報書において、法定雇用率が未達成であったことから、令和4年1月から令和4年12月31日を計画期間とする障害者採用計画を作成し、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指します。</p> <p>また、併せて今後は、障害のある職員の定着率向上と活躍を推進するためには、更なる体制整備や各種取組が必要であり、全庁的な取組として職員の意識改革も必須となります。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>（各年度）6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>（各年度）合理的配慮が不十分なことによる不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報時、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
組織・人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任します。 ○障害のある職員等の相談窓口である障害者職業生活相談員として、総務課長補佐を選任し、高知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、サポート体制を整備します。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて職務の選定及び創出について、検討を行います。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、障害者からの要望を踏まえ、職場環境の整備や就労支援機器の購入を検討します。 ○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施するものとします。
(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置する等障害特性への配慮を行います。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進します。
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の参加機会の確保に努めます。
(5)その他の人事管理	○人事評価における面談の他、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。